

令和3年3月31日

特殊資材を使用する工事における専任を要する配置技術者要件の
専任期間の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 専任を要する配置技術者の専任期間の取扱い

特殊資材の購入に要する期間※は、工場製作期間と同様の取扱いとし、配置技術者の専任を求めない。

※ 契約から資材注文に要する測量・調査、納入までの期間をいう。

特殊資材とは、高エネルギー防護柵やパイプライン（曲管継手等）などの注文生産品で、数ヶ月の納期を要する資材のことをいう。

2 対象工事・資材

注文から納入までに1か月以上を要する資材※を使用する工事のうち、対象資材が納入されないと現場着手できない工事を対象とする。

※ 高エネルギー防護柵、可撓継手矢板、パイプライン（特注品）など

3 適用

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

4 手続き等について

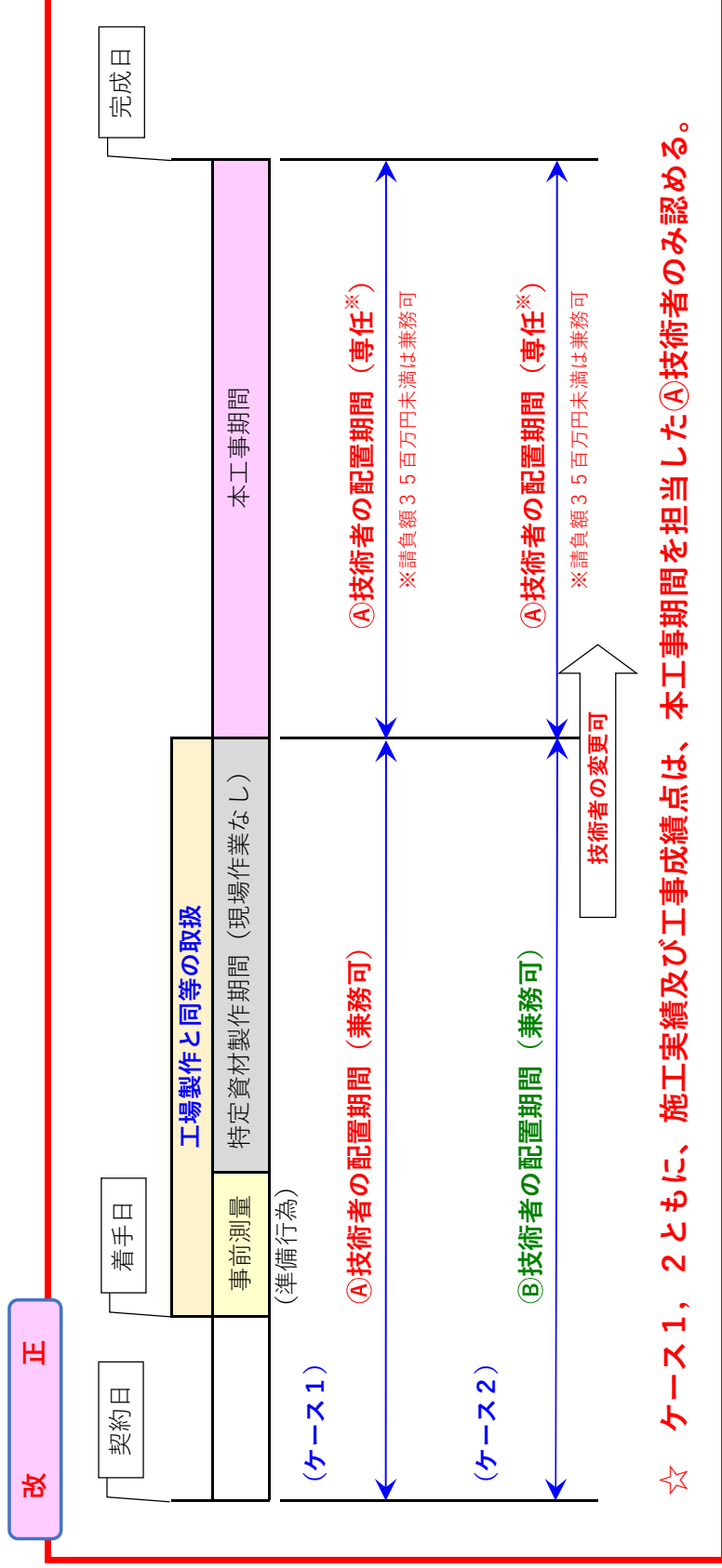
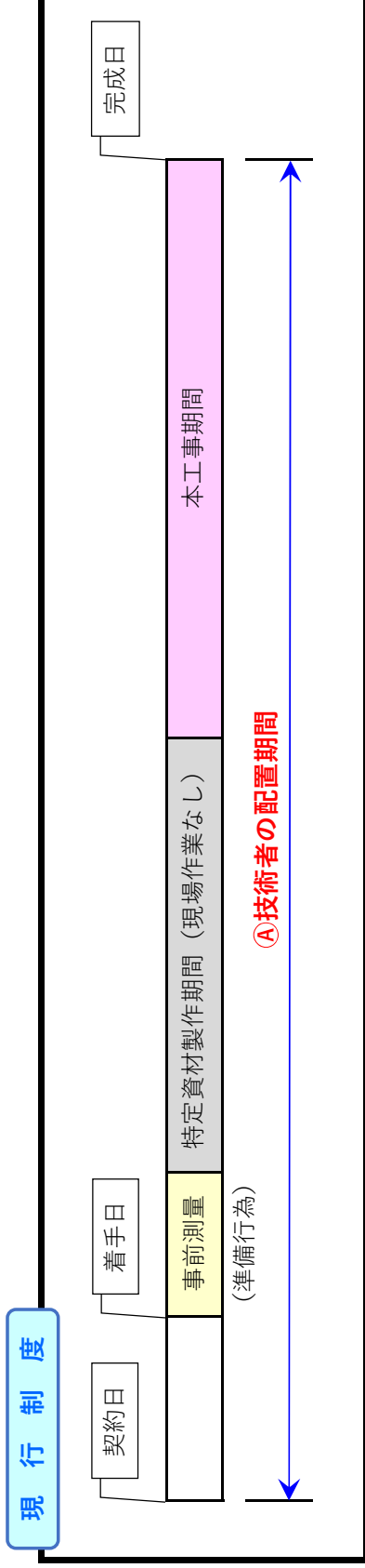
・ 契約時に、工事受注者からの申し出によって協議を行うこととする。

※ 契約時点で、工事施工を担当する技術者の登録は必要ない。

・ 配置技術者の工事成績点及び施工実績については、現場施工を担当した技術者のみ評価の対象とする。

※ 製作期間中の技術者については、工事成績点及び施工実績ともに認めない。

◎ 特殊資材（高エネルギー防止柵（網）工事、パイプライン工事）を使用する工事
 における配置技術者の特例措置



☆ ケース1, 2ともに、施工実績及び工事成績点は、本工事期間を担当したA)技術者のみ認める。